

食安発 0712 第 1 号
平成 24 年 7 月 12 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記については、平成 23 年 4 月 4 日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（最終改正：平成 24 年 3 月 12 日）」に基づき、検査計画の策定及び検査の実施をお願いしているところです。

本日、平成 24 年 4 月以降の検査結果を踏まえた見直しを行うとともに、出荷制限の対象となる食品の種類の増加に伴い、出荷制限の解除条件を技術的な観点から明確にするため、原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、その中で、地方自治体における検査計画についても再整理されたところです（別紙）。

つきましては、対象自治体におかれましては、引き続き、適切に検査計画を策定し、実施するようお願いいたします。

また、対象自治体以外の自治体におかれましても、可能な限り検査を実施するようお願いいたします。

平成24年 7 月12日
厚 生 労 働 省

地方自治体の検査計画について

1 基本的考え方

地方自治体において実施する食品の放射性物質の検査計画の策定に関する基本的事項を設定。

2 対象自治体

- (1) 過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体
福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
- (2) 過去に単一品目で出荷制限指示の対象となった自治体及び出荷制限指示対象自治体の隣接自治体
青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
- (3) 放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

3 対象品目

過去の検出値（Ge 検出器による精密検査によるもの。以下同じ。）等に基づき、生産者、製造加工者の情報が明らかなものを対象として下記により実施する。なお、以下（1）、（2）及び（4）に掲げる品目は、平成24年6月30日までの検査結果に基づくものであり、平成24年7月1日以降該当する品目についても対象とする。また、葉物野菜等主に地上部を食する野菜類については、平成23年7月以降の検出値に基づき選択する。

- (1) 100 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目
(2 (1) 及び (2) に掲げる自治体で検査対象とする。)

ア 野菜類（露地物を優先して選択）

チンゲンサイ等非結球性葉菜類、カブ等その他の根菜類、タケノコ等多年生の野菜、ハーブ類等の摂取量の少ない野菜（多年生のものを含む）

イ 果実類（露地物を優先して選択）

ミカン、ユズ、カボス等その他のかんきつ類、ビワ等その他の常緑果樹、カキ、モモ、ウメ、スモモ等その他の核果類、ブ

ドウ、ベリー類、キウイフルーツ等、クリ等穀果類、イチジク等その他の落葉果樹

ウ きのこ・山菜類（露地物を優先して選択）

原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培）、原木なめこ（露地栽培）、原木くりたけ（露地栽培）、原木まいたけ（露地栽培）、原木ひらたけ（露地栽培）、野生きのこ類、菌床しいたけ（施設栽培）、菌床えのきたけ（施設栽培）、菌床なめこ（施設栽培）、原木むきたけ（露地栽培）、たらめ、わらび、ふきのとう、くさそてつ（こごみ）、ねまがりたけ、こしあぶら、おやまぼくち、やまぐり、うわばみそう（みず）、さんしょう、ぜんまい、もみじがさ（しどけ）、ふき

エ 肉

牛肉、豚肉、イノシシその他の野生鳥獣の肉類

オ 穀類

米、麦類、大豆、ソバ

カ その他

茶、はちみつ

（２） 50 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目

（（１）に掲げる品目を除く。２（１）に掲げる自治体及び２（２）に掲げる自治体のうち50 Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した自治体で検査対象とする。）

ア 野菜類（露地物を優先して選択）

ジャガイモ、サツマイモ

イ 果実類（露地物を優先して選択）

リンゴ、ナシ

ウ きのこ・山菜類（露地物を優先して選択）

菌床まいたけ（施設栽培）、菌床エリンギ（施設栽培）、菌床はたけしめじ（露地栽培）、つくし、いわたけ

エ 肉

羊肉

オ 穀類

小豆

（３） 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目

ア 乳（２（１）及び（２）に掲げる自治体で検査対象とする。）

イ 牛肉（２（１）に掲げる自治体で検査対象とする。）

（４）水産物（50 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目）

（以下に示すものは品目群による表記である。具体的な品目群とこれに対応する品目は「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年３月12日原子力災害対策本部）の参考を参照）

ア 海産魚種（福島県、宮城県、茨城県、岩手県及び千葉県で検査対象とする。）

イカナゴ稚魚・イワシ類の稚魚、シラウオ類、イワシ類・サバ類、アジ類、ブリ類、ヒラメ、カレイ類（３群）、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類（２群）、サメ・エイ類、マダラ、スケトウダラ・ギス・アオメエソ・イシナギ類、エゾイソアイナメ、アンコウ類、ホウボウ類・ニベ・グチ類・トクビレ類・ナガヅカ、タイ類（クロダイ類除く）・マトウダイ類・タチウオ、クロダイ類・ウミタナゴ・ボラ、スズキ、フグ類、アナゴ類、マゴチ、イカナゴ（親）、シロギス、ギンザケ、甲殻類、貝類、ウニ類、海藻類、イカ・タコ類

イ 内水面魚種（２（１）及び（２）に掲げる自治体で検査対象とする。）

ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、コイ類・フナ類・ウグイ・モツゴ類・ドジョウ、ウナギ、アユ、バス類、ナマズ類、無脊椎動物

（５）計画策定の際に考慮する品目

ア 国民の摂取量を勘案した主要品目

（参考）国民健康・栄養調査の摂取量上位品目（平成20年調査より）

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

イ 生産状況を勘案した主要農林水産物

（６）当該自治体において出荷制限を解除された品目

（７）市場において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報

が明らかなもの)

(8) 検出状況等に応じて国が別途指示する品目

(参考1) 米ぬか及び菜種等の油脂原料の検査を行う場合には、加工後の油脂の検査を行い、管理する。

(参考2) 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実等乾燥して食用に供されるもの（水戻しして基準値（100Bq/kg）が適用される食品を除く。）等の加工品については、原料を検査するとともに、必要に応じて製品の検査を行い管理する。

4 検査対象市町村等の設定

地域的な広がり把握するため、生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて少なくとも下記の検査を実施する。

(1) 3 (1) に掲げる品目の検査

ア 2 (1) の自治体

当該品目から50 Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。
その他の市町村では1検体以上実施する。

イ 2 (2) の自治体

当該品目から50 Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体以上実施する。
主要な産地において市町村ごとに1検体以上実施する。
出荷があるにもかかわらず、過去に検査実績がない地域においては、原則として市町村ごとに1検体以上実施する。ただし、土壤中の放射性セシウム濃度及び環境モニタリングの検査結果等を勘案して、地域の中で複数市町村を選び各々の市町村で1検体以上の実施とすることができる。

(2) 3 (2) の検査は、当該品目から50 Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては主要な産地において市町村ごとに1検体以上、それぞれ実施する。

(3) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壤中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、23年産の当該製品の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、

当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して週1回程度）に実施すること。出荷時期が限定されている品目については出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施する。3（3）の検査は、乳については原則として概ね週1回程度、牛肉については農家ごとに3か月に1回程度とする。

水産物の検査は、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。また、3（4）アの岩手県及び千葉県の水産物の検査及び2（2）の自治体の内水面魚種の検査については、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

6 検査計画の策定・公表及び報告

検査計画は、四半期ごとに策定し、ホームページなどで公表するとともに、国に報告する。

7 検査結果に基づく措置

基準値を超えた食品については、地方自治体においては食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、地方自治体は食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

8 出荷制限又は摂取制限の解除後の検査計画の見直し

すでに提出された出荷制限の解除申請（一部の解除を含む。）に記載された解除後の検査の計画について、経過措置が設けられている品目については、経過措置期間終了までに見直しを行い国に提出する。

9 その他

野菜類・果実類等、乳、茶、水産物、麦類、牛肉、米、大豆及びそばの検査計画の策定に当たっては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年7月12日原子力災害対策本部）の別添を勘案する。

(別添)

平成 24 年 7 月 12 日

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

原子力災害対策本部

I 趣旨

平成23年3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付けでそれまでに得られた知見に基づき「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめた。

平成23年6月27日、食品からの放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることを踏まえ、事故直後の放射性ヨウ素の降下による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから、放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実させた。

平成24年3月12日、平成23年の検査結果が集積されたこと及び平成24年4月1日から新基準値が施行されることを踏まえ、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除の考え方について必要な見直しを行った。

今般、平成24年4月以降の検査結果が集積されたこと及び出荷制限の対象となる食品が多様化していることを踏まえ、検査対象品目、出荷制限等の解除の考え方等について必要な見直しを行った。

運用に当たっては、これまでに得られている知見(これまでの検査結果に加え、放射性物質の降下・付着、水・農地土壌・大気からの移行、生産・飼養管理による影響等)を踏まえて対応する。

II 地方自治体の検査計画

1 基本的考え方

地方自治体において実施する食品の放射性物質の検査計画の策定に関する基本的事項を定める。

2 対象自治体

(1)過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体

福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

(2)過去に単一品目で出荷制限指示の対象となった自治体及び出荷制限指示対象自治体の隣接自治体

青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

(3)放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

3 検査対象品目

過去の検出値(Ge検出器による精密検査によるもの。以下同じ。)等に基づき、生産者、製造加工者の情報が明らかなものを対象として下記により実施する。なお、以下(1)、(2)及び(4)に掲げる品目は、平成24年6月30日までの検査結果に基づくものであり、平成24年7月1日以降該当する品目についても対象とする。また、葉物野菜等主に地上部を食する野菜類については、平成23年7月以降の検出値に基づき選択する。

(1)100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目(Ⅱ2の(1)及び(2)に掲げる自治体で検査対象とする。)

ア 野菜類(露地物を優先して選択)

チンゲンサイ等非結球性葉菜類、カブ等その他の根菜類、タケノコ等多年生の野菜、ハーブ類等の摂取量の少ない野菜(多年生のものを含む)

イ 果実類(露地物を優先して選択)

ミカン、ユズ、カボス等その他のかんきつ類、ビワ等その他の常緑果樹、カキ、モモ、ウメ、スモモ等その他の核果類、ブドウ、ベリー類、キウイフルーツ等、クリ等穀果類、イチジク等その他の落葉果樹

ウ きのこ・山菜類(露地物を優先して選択)

原木しいたけ(露地栽培及び施設栽培)、原木なめこ(露地栽培)、原木くりたけ(露地栽培)、原木まいたけ(露地栽培)、原木ひらたけ(露地栽培)、野生きのこ類、菌床しいたけ(施設栽培)、菌床えのきたけ(施設栽培)、菌床なめこ(施設栽培)、原木むきたけ(露地栽培)、たらのめ、わらび、ふきのとう、くさそてつ(こごみ)、ねまがりたけ、こしあぶら、おやまぼくち、やまぐり、うわばみそう(みず)、さんしょう、ぜんまい、もみじがさ(しどけ)、ふき

エ 肉

牛肉、豚肉、イノシシその他の野生鳥獣の肉類

オ 穀類

米、麦類、大豆、ソバ

カ その他

茶、はちみつ

(2) 50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目((1)に掲げる品目を除く。Ⅱ2の(1)に掲げる自治体及びⅡ2の(2)に掲げる自治体のうち50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した自治体で検査対象とする。)

ア 野菜類(露地物を優先して選択)

ジャガイモ、サツマイモ

イ 果実類(露地物を優先して選択)

リンゴ、ナシ

ウ きのこ・山菜類(露地物を優先して選択)

菌床まいたけ(施設栽培)、菌床エリンギ(施設栽培)、菌床はたけしめじ(露地栽培)、つくし、いわたけ

エ 肉

羊肉

オ 穀類

小豆

(3)飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目

ア 乳(Ⅱ2の(1)及び(2)に掲げる自治体で検査対象とする。)

イ 牛肉(Ⅱ2の(1)に掲げる自治体で検査対象とする。)

(4)水産物(50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目)(以下に示すものは品目群による表記である。具体的な品目群とこれに対応する品目は別添参考の「水産物の類別分類」を参照)

ア 海産魚種(福島県、宮城県、茨城県、岩手県及び千葉県で検査対象とする。)

イカナゴ稚魚・イワシ類の稚魚、シラウオ類、イワシ類・サバ類、アジ類、ブリ類、ヒラメ、カレイ類(3群)、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類(2群)、サメ・エイ類、マダラ、スケトウダラ・ギス・アオメエソ・イシナギ類、エゾイソアイナメ、アンコウ類、ホウボウ類・ニベ・グチ類・トクビレ類・ナガツカ、タイ類(クロダイ類除く)・マトウダイ類・タチウオ、クロダイ類・ウミタナゴ・ボラ、スズキ、フグ類、アナゴ類、マゴチ、イカナゴ(親)、シロギス、ギンザケ、甲殻類、貝類、ウニ類、海藻類、イカ・タコ類

イ 内水面魚種(Ⅱ2の(1)及び(2)に掲げる自治体で検査対象とする。)

ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、コイ類・フナ類・ウグイ・モツゴ類・ドジョウ、ウナギ、アユ、バス類、ナマズ類、無脊椎動物

(5)計画策定の際に考慮する品目

ア 国民の摂取量を勘案した主要品目

(参考)国民健康・栄養調査の摂取量上位品目(平成20年調査より)

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウ

ウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

イ 生産状況を勘案した主要農林水産物

(6)当該自治体において出荷制限を解除された品目

(7)市場において流通している食品(生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの)

(8)検出状況等に応じて国が別途指示する品目

(参考1) 米ぬか及び菜種等の油脂原料の検査を行う場合には、加工後の油脂の検査を行い、管理する。

(参考2) 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実等乾燥して食用に供されるもの(水戻しして基準値(100Bq/kg)が適用される食品を除く。)等の加工品については、原料を検査するとともに、必要に応じて製品の検査を行い管理する。

4 検査対象市町村等の設定

地域的な広がりを把握するため、生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて少なくとも下記の検査を実施する。

(1)Ⅱ3の(1)に掲げる品目の検査

ア Ⅱ2の(1)の自治体

当該品目から50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する。

イ Ⅱ2の(2)の自治体

当該品目から50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地

域において市町村ごとに3検体以上実施する。

主要な産地において市町村ごとに1検体以上実施する。

出荷があるにもかかわらず、過去に検査実績がない地域においては、原則として市町村ごとに1検体以上実施する。ただし、土壌中の放射性セシウム濃度及び環境モニタリングの検査結果等を勘案して、地域の中で複数市町村を選び各々の市町村で1検体以上の実施とすることができる。

(2) II 3の(2)の検査は、当該品目から50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては主要な産地において市町村ごとに1検体以上、それぞれ実施する。

(3) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、23年産の当該製品の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的(原則として曜日などを指定して週1回程度)に実施すること。出荷時期が限定されている品目については出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施する。II 3の(3)の検査は、乳については原則として概ね週1回程度、牛肉については農家ごとに3か月に1回程度とする。

水産物の検査は、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。また、II 3の(4)アの岩手県及び千葉県の水産物の検査及びII 2の(2)の自治体の内水面魚種の検査については、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

6 検査計画の策定、公表及び報告

検査計画は、四半期ごとに策定し、ホームページなどで公表するとともに、国に報告する。

7 検査結果に基づく措置

基準値を超えた食品については、地方自治体においては食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、地方自治体は食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

8 出荷制限又は摂取制限の解除後の検査計画の見直し

すでに提出された出荷制限の解除申請（一部の解除を含む。）に記載された解除後の検査の計画について、経過措置が設けられている品目については、経過措置期間終了までに見直しを行い国に提出する。

Ⅲ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

1 品目

基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とする。

2 区域

JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村等による管理が可能であれば、県内を複数の区域に分割することができる。

3 制限設定の検討

（１）検査結果を踏まえ、個別品目ごとに検討する。

（２）制限設定の検討に当たっては、検査結果を集約の上、要件への該当性を総合的に判断する。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。

(3) 基準値を超える品目について、地域的な広がり不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷制限の要否及び対象区域を判断する。

(4) 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定する。

IV 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

1 解除の申請

当該都道府県からの申請による。

2 解除対象の区域

集荷実態等を踏まえ、県、市町村等による管理が可能であれば県内を複数の区域に分割することができる。

なお、野生鳥獣、海産魚類等移動性が高い品目については、県域を原則とする。

3 解除の条件

(1) 原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること。なお、検査に当たっては、下記に掲げる地点等解除申請に係る区域内で他の地点より高い放射性セシウム濃度の検出が見込まれる地点で検体を採取することとし、測定値の不確かさについても考慮すること(繰り返し分析を行っても基準値を超える分析値が出ないことが統計的に見て推定できること)。

ア 過去に当該食品から基準値を超える放射性セシウムが検出された地点

イ 環境モニタリングでより高い空間線量率が観測された地点

ウ 土壌中でより高い放射性セシウム濃度が検出された地点

エ 栽培管理等の濃度低減対策の必要性が高い区域における、対策の実施が不十分な地点

オ その他、山林等の地形の影響等、品目によって高い放射性セシウム濃度が検出される要因が判明している場合は、当該要因が当てはまる地点

(2) 原木しいたけ等基準値以下にするために栽培管理等が特に必要な作物については、(1)に加え、基準値を超える汚染の原因となる要因

が、管理等により取り除かれていること。

(3) 畜産物については、(1)に加え、暫定許容値を超える飼料が給与されないようにする等、基準値を超える汚染の原因となる要因が取り除かれていること。

(4) 上記のほか、基準値を超える食品が出荷されないことが確保されている場合にあっては解除できることとする。

4 解除後の検査

上記3と同様の検査を行い、基準値を超えた場合には必要な措置をとる。

V その他

I からIVの内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。また、個別品目の取扱いについては、別添に定める。

参考 類別分類(野菜類、果実類、穀類、肉類及び水産物)

別添 個別品目の取扱い

ア 野菜類・果実類等

別添1

イ 乳

別添2

ウ 茶

別添3

エ 水産物

別添4

オ 麦類

別添5

カ 牛肉

別添6

キ 米

別添7
ク 大豆及びそば
別添8

改正の経緯

2011年4月4日(初版)

2011年6月27日(改正)

(事故直後の放射性ヨウ素の降下による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから、放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実。個別品目に茶、水産物、麦類を追加。)

2011年8月4日(改正)

(個別品目に牛肉及び米を追加。)

2012年3月12日(改正)

(平成23年産農畜産物の検査結果が集積され、平成24年4月1日から新基準値が施行されることを踏まえた改正。)

2012年7月12日(改正)

(平成24年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象の追加。出荷制限の対象となる食品の多様化を踏まえ、検討対象品目、出荷制限等の解除要件等について改正。個別品目に大豆及びそばを追加。)

野菜類の類別分類

類別	100 Bq/kgを超えたことがある品目	50Bq/kgを超えたが100Bq/kgは超えたことがない品目	(参考) 平成23年7月以降、 50 Bq/kgを超えていない品目
チンゲンサイ等非結球性葉菜類	チンゲンサイ、ホウレンソウ(注2)	シュンギク	コマツナ等
キャベツ等結球性葉菜類			キャベツ、レタス等
ブロッコリー等花蕾類			ブロッコリー、カリフラワー等
トマト等果菜類			キュウリ、トマト等
セロリ等茎菜類			セロリ等
ネギ属野菜類		ギョウジャニンニク	タマネギ、ネギ、ニラ等
ジャガイモ		ジャガイモ	—
サツマイモ		サツマイモ	—
カブ等その他の根菜類	カブ	レンコン	ダイコン、ニンジン等
エダマメ等未成熟豆類			エダマメ、サヤインゲン等
タケノコ等多年生の野菜	タケノコ、アシタバ		アスパラガス等
ハーブ類等の摂取量の少ない野菜 (多年生の野菜を含む)	シソ(実)、エゴマ、畑ワサビ(根)、畑ワサビ(葉)、セリ、ミョウガ、ラッキョウ、花ワサビ	ワサビ(根)	ミツバ、パセリ等

注：平成23年7月以降(根菜類は平成23年3月以降)から平成24年6月30日までのモニタリングによる放射性セシウム濃度の最大値により区分

注2：1点のみ超過。使用した資材による交差汚染等の可能性。

果実類の類別分類

類別			100 Bq/kgを超えたことがある品目	50Bq/kgを超えたが100Bq/kgは超えたことがない品目	(参考) 50 Bq/kgを超えていない品目
常緑果樹	かんきつ類	ミカン	ミカン		—
		ユズ	ユズ		—
		カボス等その他のかんきつ類	カボス、スダチ	ナツミカン、ハッサク	レモン、シークワーサー等
	ビワ等その他の常緑果樹		ビワ		フェイジョア等
落葉果樹	リンゴ			リンゴ	—
	ナシ			ナシ	—
	カキ		カキ		—
	モモ		モモ		—
	ウメ		ウメ		—
	スモモ等その他の核果類		スモモ	オウトウ(サクランボ)、ネクタリン	アンズ等
	ブドウ		ブドウ		—
	ベリー類		ブルーベリー	ラズベリー、ボイセンベリー、桑(実)	アロニア、ガーデンハックルベリー等
	キウイフルーツ等		キウイフルーツ		サルナシ等
	クリ等殻果類		クリ、ギンナン、クルミ		—
	イチジク等その他の落葉果樹		イチジク、ザクロ、アケビ、カリン、ポーポー	西洋ナシ	マルメロ等

注：平成23年3月以降から平成24年6月30日までのモニタリングによる放射性セシウム濃度の最大値により区分

穀類の類別分類

類別	100 Bq/kgを超えたことがある品目	50Bq/kgを超えたが100Bq/kgは超えたことがない品目	(参考) 50 Bq/kgを超えていない品目
麦類	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦	—	—

注：平成23年3月以降から平成24年6月30日までのモニタリングによる放射性セシウム濃度の最大値により区分

肉類の類別分類

類別	100 Bq/kgを超えたことがある品目	50Bq/kgを超えたが100Bq/kgは超えたことがない品目	(参考) 50 Bq/kgを超えていない品目
イノシシその他の野生鳥獣の肉類	イノシシ、カルガモ、キジ、クマ、シカ、ノウサギ、ヤマドリ、マガモ		コガモ

注：平成23年3月以降から平成24年6月30日までのモニタリングによる放射性セシウム濃度の最大値により区分

水産物の類別分類

水産物の放射性物質の検査にあたっては、主な食性、生息水深、これまでの検査結果等を考慮して、下表の各品目群の中で放射性セシウム濃度が高い品目を選択して検査し、その結果を品目群に共通する検査結果とすることができる。品目群は最大限まとめられる品目の括りであり、各県の判断で細分化することができる。なお、各県が策定する検査計画には各県が設けた品目群を添付することとする。

類別		100 Bq/kgを超えたことがある品目	50Bq/kgを超えたが100Bq/kgは超えたことがない品目	(参考) 参考情報の他、50Bq/kgを超えていない品目
海産魚種	イカナゴ稚魚・イワシ類の稚魚	イカナゴ稚魚(コウナゴ)シラス及びカタクチイワシの幼魚		・イワシ類の稚魚は昨年9月以降、50Bq/kg超過はない。
	シラウオ類	シラウオ	イシカワシラウオ	・シラウオの100Bq/kg超過は昨年4月のみ。
	イワシ類・サバ類	カタクチイワシ、マサバ、ゴマサバ		・昨年9月以降、50Bq/kg超過はない。 ・マイワシ、ウルメイワシ
	アジ類	マアジ	マルアジ	
	ブリ類	ブリ	カンパチ	・昨年12月以降、50Bq/kg超過はない。
	ヒラメ	ヒラメ		
	カレイ類(主な生息域が100m以浅の品目)	マコガレイ、イシガレイ、メイタガレイ、マガレイ、ホシガレイ、クロウシノシタ、アカシタビラメ、ヌマガレイ	ナガレメイタガレイ	アサバガレイ、ダルマガレイ
	カレイ類(主な生息域が100m以深であり、500Bq/kg超過が検出されたことがある品目)	ババガレイ(ナメタガレイ)		
	カレイ類(主な生息域が100m以深であり、500Bq/kg未満の品目)	ムシガレイ、サメガレイ、アカガレイ	ヤナギムシガレイ、マツカワ	ソウハチ、ミギガレイ
	アイナメ	アイナメ		

海産魚種 魚類	メバル・ソイ・カサゴ類(主な生息域が100m以浅)	シロメバル、クロソイ、ウスメバル、キツネメバル、ムラソイ、クロメバル、ゴマソイ		
	メバル・ソイ・カサゴ類(主な生息域が100m以深)	ケムシカジカ	ユメカサゴ、アコウダイ	
	サメ・エイ類	コモンカスベ、アカエイ、ホシザメ、ホシエイ	アブラツノザメ	ヨシキリザメ、アオザメ
	マダラ	マダラ		
	スケトウダラ・ギス・アオメエソ・イシナギ類	アオメエソ、スケトウダラ	オオクチイシナギ、ギス	
	エゾイソアイナメ	エゾイソアイナメ(ドンコ)		
	アンコウ類	キアンコウ	アンコウ	
	ホウボウ類・ニベ・グチ類・トクビレ類、ナガツカ	サブロウ、ホウボウ、ニベ、カナガシラ、ナガツカ	シログチ(イシモチ)	
	タイ類(クロダイ類除く)・マトウダイ類・タチウオ	マトウダイ、カガミダイ	チダイ、マダイ、タチウオ	
	クロダイ類・ウミタナゴ・ボラ	クロダイ、ウミタナゴ	ボラ	
	スズキ	スズキ		
	フグ類	ヒガンフグ、ショウサイフグ、コモンフグ、マフグ		
	アナゴ類	マアナゴ、ギンアナゴ	クロアナゴ	
	マゴチ	マゴチ		
	イカナゴ(親)	イカナゴ		
	シロギス	シロギス		
	ギンザケ	ギンザケ		
海産魚種 その他	甲殻類	ヒラツメガニ、サルエビ、イセエビ、ボタンエビ	キシエビ、ガザミ	福島県を除き、8月以降50Bq/kg超過はない。 シャコ、ズワイガニ等
	貝類	ホッキガイ、ムラサキイガイ、アワビ、エゾアワビ、イガイ、ピノスガイ	アサリ、イワガキ	福島県を除き、7月以降50Bq/kg超過はない。 アカガイ、ハマグリ等
	ウニ類	キタムラサキウニ		
	海藻類	ワカメ、ヒジキ、アラメ、コンブ		福島県を除き、7月以降50Bq/kg超過はない。 ノリ類等
	イカ・タコ類	ミズダコ	ジンドウイカ、ヤリイカ	昨年7月以降、50Bq/kg超過はない。 スルメイカ、マダコ等
内水面魚種	ワカサギ	ワカサギ		
	イワナ・ヤマメ・マス類	ヤマメ、イワナ、ブラウントラウト、ヒメマス、カワマス、ニジマス、サクラマス		養殖ものに50Bq/kg超過はない。 会津ユキマス等
	コイ類・フナ類・ウグイ・モツゴ類・ドジョウ	ウグイ、ホンモロコ、ドジョウ、ギンブナ、コイ、ゲンゴロウブナ、モツゴ、ニゴイ		
	ウナギ	ウナギ		
	アユ	アユ		
	バス類	コクチバス、オオクチバス		
	ナマズ類	アメリカナマズ、ナマズ		
	無脊椎動物	モクズガニ、ウチダザリガニ	ヤマトシジミ、スジエビ、テナガエビ	タニシ

注1:平成24年6月30日までのモニタリングによる放射性セシウム濃度の最大値により区分。

注2:品目群内の品目の記載順は検出された放射性セシウムの最大値の大きいもの順。

野菜類・果実類等

1 対象自治体の検査計画

主要品目・主要産地については、原則として出荷開始3日前から出荷初期段階で検査を行い、問題が無い場合には、月単位で間隔をあけて定期的に検査を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県、市町村等による管理が可能な場合には、出荷単位も踏まえ市町村、旧市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

(2) 品目

個別品目ごとに設定・解除することを原則とする。ただし、指標作物を設定し、品目群として設定・解除することができる。また、県、市町村等によるハウスものと露地ものの分別管理が可能であれば、栽培方法別に設定・解除することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1) 解除の条件

本文のⅣ3による。なお、出荷制限等の対象区域における当該品目の出荷が終了した場合には、当該品目の次期出荷開始予定3日前からの検査結果により出荷制限等を解除することができる。

(2) 解除後の検査

解除後も、出荷が継続している間は、定期的に検体の採取・検査を行い、結果を公表する。

検査頻度については、直近1か月の検査結果が、全て基準値を大幅に下回る場合には、概ね月1回程度とすることができる。

乳

1 対象自治体の検査計画

(1) 検体採取

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体採取を行う。

(2) 検査の頻度

原則として、概ね1週間ごとに継続的に検体を採取し検査する。ただし、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県にあっては検出状況等を踏まえて概ね2週間ごととすることができる。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県内を複数の区域に分割する場合は、クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位に属する市町村単位で設定する。

(2) 制限設定の検討

上記1の検査の結果、基準値を超える放射性物質が検出された場合には、他の区域の検査結果を考慮の上、追加検査の必要性、出荷制限の要否及びその区域を判断する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1) 解除の条件

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体を採取し分析を行い、要件を満たす場合には、その単位に属する市町村単位で解除する。

(2) 解除後の検査

解除後は、概ね1週間ごとに検体の採取、分析を行い、結果を公表する。

茶

1 対象自治体の検査計画

茶の検査は、一番茶、二番茶等、茶期ごとに実施する。主要産地において、原則として1回以上、出荷開始3日前から出荷初期段階において、荒茶について検査(公定法に基づく飲用に供する状態での検査)を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

県、市町村等による管理が可能であれば、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1)解除の条件

本文のIV3による。

(2)解除後の措置

解除後も、茶期ごとに検査を実施し、結果を公表する。

水産物

1 検査計画の策定及び検査の実施

検査は、主要品目・主要漁場において、以下により計画的に実施する。なお、同一品目であっても、養殖ものと天然ものは区分して検査を実施する。

また、本文3の(4)の品目については、参考のうち全ての品目の検査を実施することが困難な場合、各品目群の中から漁獲等され、検体を確保できる品目のうち、過去の検査結果から放射性セシウム濃度が高い品目を選択して検査し、その結果を品目群に共通するものとすることができる。

(1) 検査対象区域等の設定

検査対象区域等については、環境モニタリングの状況も考慮しつつ、以下により設定する。

① 内水面魚種(例:ヤマメ、ワカサギ、アユ)

河川、湖沼等の漁業権の範囲等を考慮して、県域を適切な区域に分け、区域毎の主要地域において検体を採取する。

② 沿岸性魚種等

水揚げや漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を踏まえ、対象魚種等の漁場・漁期を考慮して、県沖を適切な区域に分け、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

表層(例:コウナゴ)、中層(例:スズキ、タイ)、底層(例:カレイ、アナゴ)、海藻等の生息域を考慮して、漁期ごとの主要な品目を選定する。

③ 回遊性魚種(カツオ、イワシ・サバ類、サンマ、サケ等)

回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖(県境の正東線で区分)に区分して、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

(2) 検査の頻度

本文の5による。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 品目・区域

海産魚類については、個別品目ごとに県域を基本としつつ、生態、海洋環境等を考慮した区域での設定も可能とする。内水面魚種等については、個別品目毎に生態、ダムの有無等の状況を考慮した区域に分割することができる。また、天然ものと養殖ものを区分することができる。

なお、回遊性魚種を対象とするものなど、指示対象品目を漁獲する漁業が農林水産大臣が許可を行う漁業の場合は、農林水産大臣に対して指示を行う。

(2) 制限設定の検討

基準値を超える放射性セシウムが検出された品目について、以下の検査結果を踏まえ、品目別に出荷制限の要否及び制限すべき漁場の区域を判断する。さらに必要に応じ広がり进行调查する。なお、品目群内で検査していない品目がある場合は、速やかに当該品目以外の品目についても検査する。

① 内水面魚種

基準値を超える放射性セシウムが検出された漁場の漁業権の範囲も考慮し、周辺の漁場(河川の上流・下流又は本・支流等)を検査する。

② 沿岸性魚種等

基準値を超える放射性セシウムが検出された漁場の水揚げ実態、漁業の許可、漁業権の範囲等も考慮し、周辺の漁場を検査する。

③ 回遊性魚種

原発事故の影響や、回遊に伴い漁場が移動することも考慮し、基準値を超える放射性セシウムが検出された漁場(各県沖)又はその周辺の漁場を検査する。

注 出荷制限を設定する場合には、対象品目の産地表示に漁場を適切に記載するよう指導する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除の条件

(1) 解除対象の区域

海産魚類については、県域を基本としつつ、県による管理が可能であれば複数の区域に分割することができる。内水面魚種等については、生態、ダムの有無等の状況を基本としつつ、漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可

の内容等)の実態等を考慮して、県による管理が可能であれば複数の区域に分割することができる。

(2)解除の要件

①内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上(計3回以上)検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。過去に基準値を超過した当該魚種の検体が採捕された場所では必ず検査する。

②沿岸性魚種等

解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上(計3回以上)検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。過去に基準値を超過した当該魚種の検体が漁獲された場所では必ず検査する。

③回遊性魚種

解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上(計3回以上)検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていることなお、出荷制限等の対象区域から区域外への回遊による魚群の移動や操業時期の終了などにより、制限区域における当該品目の漁獲等ができなくなった場合には、当該品目の次の漁獲等の開始前の段階での検査結果により出荷制限を解除することができる。

(3)解除後の措置

解除後も、漁獲等が継続している間は、1の(2)に準じて検査を行い、結果を公表する。

麦類

1 対象自治体の検査計画・実施方法

麦類は、ほぼ全量を農協等が集荷し、製粉企業等の特定の実需者に販売されることから、ロットごとに安全性を確認することが可能である。このため、乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）又は保管倉庫においてロット単位※で検査を実施する。

※乾燥調製貯蔵施設では貯蔵サイロごと、保管倉庫では概ね 300トンを上限として農協等集荷業者ごとに麦種別に検査ロットを設定。

2 全ロット検査の実施と検査結果に基づく対応

(1) 全ロット検査の実施方法

平成23年産麦類の検査の結果、50 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された県においては、全ロット検査を実施する。

また、上記以外の県において、地域ごと※に最初のロットを検査した結果が、一定の水準（50 Bq/kg）を超過した場合には、全ロット検査を実施する。

※地域区分については、麦類の生産量及び集荷範囲、過去の検査実績、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果等を勘案して設定。

(2) 検査結果に基づく対応

検査の結果、基準値を超えたロットについては、食品衛生法に基づき販売を行わない（原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限は適用しない。）。

牛肉

1 対象自治体の検査計画

Ⅱ 2の(1)に掲げる自治体は、農家ごとに3か月に1回程度検査を行い、Ⅱ 2の(2)に掲げる自治体は、Ⅱ 4の(1)のイの検査を行うものとする。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

農家ごとに3か月に1回程度行われる検査の結果等に基づき、基準値を超えることがないと認められる牛の種類、飼養地域又は飼養農家等が判明している場合において、県、市町村等による管理が可能であるときは、出荷制限の範囲が明確になる適切な単位で設定・解除することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

高濃度の放射性セシウムに汚染された稲ワラ又は牧草を原因とした、牛肉の基準値超過に係る出荷制限の解除については、出荷制限指示後、適切な飼養管理の徹底や、以下による安全管理体制を前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、これを認めることとする。

(1)特に指示する区域等については、全頭検査し、基準値を下回った牛肉については、販売を認める。

(2)(1)以外の区域においては、全戸検査(農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上検査)し、基準値を十分下回った農家については、牛の出荷・と畜を認めることとし、その後も定期的な検査の対象とする。

米

1 対象自治体の検査計画

米の検査については、市町村ごと又は旧市町村ごとに出荷開始前に実施する。

この場合、対象自治体は、平成23年産米の放射性セシウム調査の結果等を勘案し、以下の検査について、検査対象区域となる市町村又は旧市町村、検査点数等の決定を行う。

(1)一般検査

検査計画の対象自治体のうち(2)の検査対象区域を除く区域を対象に行う以下の検査。

① 平成23年産米で50 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された農家が生産した米について行う綿密な検査。

ア 平成23年産米で100 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された農家が生産した米

当該農家が生産した全ての米について米袋毎に行う検査。

イ 平成23年産米で50 Bq/kg超100 Bq/kg以下の放射性セシウムが検出された農家が生産した米

乾燥方法に応じて設定するロット単位で検査。

② ①以外の米について地域の水稲作付面積及び平成23年産米の検査結果等に応じ検査点数を設定して行う検査。

ア 平成23年産米の検査結果で50 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された旧市町村及びその隣接旧市町村並びに24年産稲の作付制限区域及び(2)の検査対象区域の隣接旧市町村

全戸検査と同等の水準を目安として当該旧市町村の水稲作付面積に応じて検査点数を設定。

イ 農地土壌中の放射性セシウム濃度が500 Bq/kg を超える旧市町村
旧市町村ごとに3点を目安として当該旧市町村の水稲作付面積に応じて検査点数を設定。

ウ 上記ア及びイの検査対象区域を除く区域
本文Ⅱ4の(1)により検査点数を設定。

(2)全量全袋検査

安全管理体制の整備等を前提に作付が認められた区域及び旧緊急時避難準備区域を対象に、地域で生産された全ての米について米袋毎に行う検査。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

県・市町村等による管理が可能であれば、市町村、旧市町村などの地理的範囲が明確になる単位で設定することができる。

なお、安全管理体制の整備等を前提に作付が認められた区域及び旧緊急時避難準備区域については、作付前に出荷制限を指示する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

管理計画により地域の米を適切に管理・検査する体制が整備されることを前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、これを認め、基準値を下回ったものを出荷することができるものとする。

大豆及びそば

1 対象自治体の検査計画

大豆及びそばの検査については、市町村ごと又は旧市町村ごとに出荷開始前に実施する。

この場合、対象自治体は、平成23年産大豆及びそばの放射性セシウム調査の結果等を勘案し、以下の検査について、検査対象区域となる市町村又は旧市町村、検査点数等の決定を行う。

○ 平成23年産大豆及びそばの検査結果等に応じ検査点数を設定して行う検査

ア 平成23年産大豆又はそばの検査結果で50 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された旧市町村及びその隣接旧市町村。

全戸検査と同等の水準を目安として当該旧市町村の大豆又はそば作付面積に応じて検査点数を設定。

イ アの対象旧市町村を含む県の当該旧市町村以外の旧市町村
旧市町村ごとに3点を目安に検査点数を設定。

ウ 上記ア及びイの検査対象区域を除く区域
本文Ⅱ4(1)により検査点数を設定。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

県・市町村等による管理が可能であれば、市町村、旧市町村などの地理的範囲が明確になる単位で設定することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

管理計画により地域の大豆又はそばを適切に管理・検査する体制が整備されることを前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、これを認め、基準値を下回ったものを出荷することができるものとする。